

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2975号)

令和5年1月25日

横情審答申第2975号

令和5年1月25日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年6月17日瀬生第304号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成26年度薬局開設許可申請関係文書（特定法人特定薬局）」の非開
示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成26年度薬局開設許可申請関係文書（特定法人特定薬局）」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年4月22日付で行った「平成26年度薬局開設許可申請関係文書（特定法人特定薬局）」（以下「本件審査請求文書」という。）の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件審査請求文書は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「文書管理規則」という。）第10条第4項の規定に基づき定める行政文書分類表（課等別）（以下「行政文書分類表」という。）において「薬務許可申請及び届出関係書類（進達するものを除く。）」に分類され、5年保存と定められている。本件審査請求文書は平成26年に受理し、保管、管理していたが、保存期間が経過した令和元年度の翌年度である令和2年度に文書管理規則第3条第3項の規定に基づき廃棄済みであり、保有していない。したがって、条例第10条第2項に基づき、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第4条第4項において、薬局開設許可は6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うと

規定されている。

- (2) 実施機関の主張する保存期間5年では、以前に許可した事項の継続性の対照が困難となる。
- (3) 実際の廃棄に当たっては、決裁が必要と理解しており、その決裁の有無の弁明が必要である。

5 審査会の判断

- (1) 薬局開設許可申請及び薬事監視員による調査に係る事務について

法第4条第1項において、「薬局は、その所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。・・・）の許可を受けなければ、開設してはならない。」と規定しており、法第4条第2項及び第3項では許可申請に必要な記載項目や添付書類を、法第5条では許可の基準を規定している。薬局の許可申請があった場合は、薬事監視員が法第5条で定める基準を満たすかどうか審査し、基準を満たすと認められた場合は許可し、許可証を交付する。

法による薬局の開設の許可及びその更新に関する事務は、横浜市保健所長委任規則（平成19年3月横浜市規則第31号）第18項第1号の規定により、横浜市保健所長に委任されている。

横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条の規定により、横浜市保健所の支所である福祉保健センターが設置されており、横浜市瀬谷福祉保健センターが瀬谷区の区域における薬局の開設の許可及びその更新に関する事務を分掌している。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、特定法人特定薬局の開設者が薬局開設許可の申請時に横浜市瀬谷福祉保健センターに提出した文書及び特定法人特定薬局の審査時に薬事監視員が作成した調査報告書と解される。

- (3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 審査請求人は、次の2点について主張していると解される。

- (ア) 本件審査請求文書を廃棄した際の決裁の有無について実施機関から弁明がない。
- (イ) 薬局開設許可は6年ごとに更新手続が必要であるため、それより短い5年で薬局開設許可申請関係文書を廃棄するのは不合理である。

イ この点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件審査請求文書は、保存期間経過により、令和2年度瀬生第639号で決裁を得て廃棄している。

(イ) 薬局の開設の許可は、法第4条第4項により、6年ごとにその更新が必要となるが、更新に関する事務を行う際には、現状が許可基準を満たしているか否かを確認しており、前回申請時の薬局開設許可申請関係文書が既に廃棄されていても、事務処理上不都合はない。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 当審査会が確認したところ、実施機関は、本件審査請求文書を行政文書分類表上の「薬務許可申請及び届出関係書類（進達するものを除く。）」（5年保存）に分類し、保存期間の経過により、上記イ(ア)のとおり、決裁を得て廃棄していることが認められた。

(イ) なお、薬局開設許可の期間が6年であるにもかかわらず、薬局開設許可申請関係文書の保存期間を5年としていることについては、事務処理上不都合が生じないか疑問がないではない。

しかし、文書管理規則第13条第1項第1号の規定により、必要に応じて文書の保存期間の延長ができること等も踏まえれば、薬局開設許可申請関係文書の保存期間を5年と定めていることは不合理とまではいえない。

(4) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3 年 6 月 17 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 3 年 6 月 30 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令和 3 年 7 月 15 日 (第271回第三部会)	・ 諮問の報告
令和 3 年 7 月 26 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令和 3 年 7 月 27 日 (第351回第一部会) 令和 3 年 7 月 28 日 (第402回第二部会)	・ 諮問の報告
令和 4 年 10 月 26 日 (第425回第二部会)	・ 審議
令和 4 年 11 月 9 日 (第426回第二部会)	・ 審議
令和 4 年 11 月 24 日 (第427回第二部会)	・ 審議
令和 4 年 12 月 7 日 (第428回第二部会)	・ 審議